

我が国における幼稚園教育の教育課程に関する一考察

野 崎 真 琴

1. はじめに

幼稚園の教育内容のあり方に関しては、その基準を示すものとして、幼稚園教育要領が刊行される。戦後は1948(昭和23)年に保育要領が幼児教育の手引書として出され、それに代わって1956(昭和31)年には幼稚園教育要領が初めて刊行された。その後も社会状況の変化や保育現場での実施状況等を踏まえ何度か改訂を経ながら、幼稚園における教育内容の基準がその都度示されてきた。

戦後は義務教育段階を中心に小学校以上の学校段階における教育内容の検討やその条件整備が政策として優先される傾向にあった。しかし、近年は幼児教育、保育の重要性が強調され、そのあり方について論じられ、改善や充実に向けた様々な方策が検討、実施されている。幼児教育重視の傾向は国際的に1990年代より見られる。その背景には、幼児期における教育のその後に与える影響(小学校入学後の学力につながるなど)が各国の研究で明らかにされてきたこと等がある。¹⁾ 我が国においては、2006(平成18)年に教育基本法が一部改正され「幼児期の教育」のあり方について明記され、それに伴う2007(平成19)年の学校教育法の改正では、学校種の規定順が変更され、幼稚園に関する規定が小学校の前に移され、学校教育体系におけるスタートの段階に明確に位置づけられた。

また、幼児期における教育・保育の「量」の拡充と「質」の向上を目指し、2015(平成27)年に「子ども・子育て支援新制度」がスタートし、幼児教育を無償化する方向を国が示していることから、より一層国として幼児教育に力を入れようとしていることが窺える。2017(平成29)年3月には、幼稚園教育要領が改訂され、幼稚園の教育内容の新たな基準が示された。

このように今日幼児教育が重視される流れの中で、その教育内容をいかにしてゆくの、上位の学校段階にどう接続させたらよいか、教育内容の質をいかに向上させていくか等が大きな課題になっている。

本稿では、幼稚園における教育内容とりわけ教育課程やその編成の在り方についてどのように捉えられてきたのかを幼稚園教育要領の変遷を辿りながら整理し、幼稚園教育にお

ける教育課程の今日の特徴や意義について検討する。

2. 戦後における幼稚園の教育内容と教育課程

幼稚園における教育内容が戦後どのように捉えられてきたのか、とくに教育課程の概念や役割がどう変遷してきたのかについて保育要領及び幼稚園教育要領から整理する。

(1) 1948(昭和23)年刊行の保育要領における幼稚園の教育内容

戦後、1947(昭和22)年に学校教育法が制定され、幼稚園が教育を施す機関である「学校」として位置づけられた。

そして、幼稚園における教育内容の公的な基準として戦後最初に示されたのは、文部省により編集された1948(昭和23)年刊行の「保育要領－幼児教育の手びき－」である。この中では、「学校教育法施行規則に示してあるように、本書が幼稚園の教育の実際についての基準を示すものであり、これを参考として、各幼稚園でその実情に則して教育を計画し実施していく手引きとなるものである。」と述べられており、幼稚園をはじめ保育所や家庭を対象に含めた幼児教育の手引書(試案)としての性格をもつものであった。本書の構成としては、「まえがき」、「幼児期の発達特質」、「幼児の生活指導」、「幼児の生活環境」、さらに「幼児の一日の生活」として幼稚園、保育所、家庭各々での一日の生活について示した上で、「幼児の保育内容－楽しい幼児の経験－」として「見学、リズム、休息、自由遊び、音楽、お話、絵画、製作、自然観察、ごっこあそび、劇遊び、人形しばい、健康保育、年中行事」を挙げている。これについては、戦前の保育5項目と比較して「教育の視点だけに限定しないで、『社会性』を育てることを主眼として、幼児の生活全般を保育内容ととらえたことが大きな特徴」であるとの指摘もある。²⁾

「まえがき」には、人の一生における幼児期の重要性、そうであるがゆえの幼児期における世話や教育の重要性について述べた後、「こうした幼児期における教育の重要性が、ともすれば今までは見のがされてきた」とし、幼稚園が戦後学校教育法により「正式の学校教育の系統の出発点として、はっきりした位置を認められる」ことになったが、「ほんとうの普及発達は、これからの問題」であると述べている。そして、教育基本法が掲げる教育の理念や学校教育法が示す幼稚園の目的、目標など「社会の要求をはっきりわきまえ、その実現につとめなければならないと同時に、この目標に向かっていく場合、あくまでも、その出発点となるのは子供の興味や要求であり、その通路となるのは子供の現実の生活であることを忘れてはならない。」としている。社会の要求に応える努力の必要性を示しつつ、

その際には、子どもの思いや現実の生活を重視するという、「幼児期の特質」に即した方法で教育や世話を行っていく必要があることを示している。

また、保育内容については幼児の経験として示されているが、それを全体としてどのように構成、計画立てるのかについて、つまり教育課程、指導計画など保育における計画の在り方については示されていない。

(2) 1956 (昭和 31) 年刊行の幼稚園教育要領における教育内容、教育課程

文部省は 1956 年 2 月に、教材等調査研究会幼稚園小委員会の審議を経て、保育要領を大幅に改訂し、教育内容に関する新たな国の基準を示すものとして「幼稚園教育要領」を刊行した。これは、保育要領と異なり、対象を幼稚園に限定するものであった。

「まえがき」では、保育要領を改訂した要点として、「1. 幼稚園の保育内容について、小学校との一貫性を持たせるようにした。2. 幼稚園教育の目標を具体化し、指導計画の作成の上に役立つようにした。3. 幼稚園教育における指導上の留意点を明らかに示した。」の三点が挙げられている。

教育内容のあり方に関しては、「第二章 幼稚園教育の内容」として、学校教育法に定める幼稚園教育の目的、目標にしたがって、六つの「領域」に整理し、領域ごとに「幼児の発達上の特質」と「望ましい経験」が挙げられている。

この「領域」については、「幼児の具体的な生活経験は、ほとんど常に、これらいくつかの領域にまたがり、交錯して現れる」ため、「この内容領域の区分は、内容を一応組織的に考え、かつ指導計画を立案するための便宜からしたものである。」と、している。さらに続けて、「ここに注意しなければならないことは、幼稚園教育の内容として上に上げた健康・社会・自然・言語・音楽リズム・絵画製作は、小学校以上の学校における教科とは、その性格を大いにことにするということである。幼稚園の時代は、まだ、教科というような枠で学習させる段階ではない。むしろこどものしぜんな生活指導の姿で、健康とか社会とか…(略)…でねらう内容を身につけさせようとするのである。したがって、小学校の教科指導の計画や方法を、そのまま幼稚園に適用しようとしたら、幼児の教育を誤る結果となる。」と、この六つの領域は小学校以上の学校における教科とは捉え方が異なることを説明している。

さらに保育要領にはなく新たな項目として立てられた「第三章 指導計画の作成とその運営」で、幼稚園教育において「指導の計画を立案し、望ましい経験の組織を構成する必

要がある」と示された。さらに「幼稚園の指導計画」ということについては、「幼稚園の教育が、小学校や中学校のように、はっきり教科を設けて系統的に学習させるやり方とは違い、全体的、未分化的に生活を指導する形で行わなければならない」という理由から時に「懐疑的な考えを持たれることがある」が、むしろ「総合的な指導」には、「分化的、専門的にはっきりした順序系統で指導するときよりも、一層計画が必要」と記されている。その理由は、総合的という名のもとに、計画なしに指導を進めれば時期的に指導が片寄ったり、時間が無駄に使われていたりすることが多くなるということである。しかし、計画された指導計画は「固定したもの」として扱うのではなく、「弾力性」を持たせるよう注意することも示されている。

また「経験を組織する場合の着眼点」としても、指導計画を組織する際に配慮すべきこととして11項目挙げている中の一つに、六領域の扱いに関して、もともと幼児の生活にはこのような区分はなく、「六領域の区分は、あくまでも人為的、便宜的なもの」であり、「一応の目安」にとどめ「幼児の全一的な生活を理解して、総合的、調和的な経験ができるよう組織をくふうする必要がある」と記されている。

一方、別の項目では、「小学校の教育課程を考慮して計画すること。」も示しており、幼稚園と小学校の教師が連絡を図り、両者の関連を考慮した指導計画を研究することが有効であるとしている。

岡田は、「一方では組織的系統的計画的であることをめざし、他方では幼児の具体的な生活経験を大事にする、という両面を兼ね備えようとする努力をうかがうことができる」とし、しかしこのことが後に「領域を結局は、教科や保育項目と同じように考えて教育課程をたてていくような傾向を生み出すもとなったことは否めない」と指摘している。³⁾

なお指導計画の作成、運営については書かれているが、教育課程やその編成のあり方に関する記載は見られない。

(3) 1964 (昭和 39) 年改訂の幼稚園教育要領における教育内容、教育課程

1964年改訂時には、それまでの実施の経験に即し、幼稚園の教育課程の基準として確立し、幼稚園教育の独自性について一層明確化し、教育課程の編成に関する基本的な考え方を示すなどの観点から全面改訂を行った。またこの改訂に際しては、学校教育法施行規則第76条が改正され、従来の「幼稚園の教育課程は、幼稚園教育要領の基準による。」との規定から、「幼稚園の教育課程については、この章に定めるもののほか、教育課程の基

準として文部大臣が別に公示する幼稚園教育要領によるものとする。」との規定に改められた。これを受けて、幼稚園教育要領は、小中高の学習指導要領と同様に、文部省告示として公示されることとなり、教育課程の国家的基準としての性格が明確化された。

この改訂では、「総則」が登場し、そこでは幼児の教育の「基本方針」が11項目挙げられている。その中で、「(10) 幼稚園教育は、小学校教育と異なるものがあることに留意し、その特質を生かして、適切な指導を行うようにすること。」と小学校教育との違いを強調している。

また、「基本方針」の次に「教育課程の編成」の項目が新たに置かれ、「各幼稚園においては、教育基本法、学校教育法および同法施行規則、幼稚園教育要領、教育委員会規則等に示すところに従い、幼児の心身の発達の実情ならびに幼稚園や地域の実態に即応して、適切な教育課程を編成するものとする。この場合においては、第2章の健康、社会、自然、言語、音楽リズムおよび絵画製作の各領域に示す事項を組織し、幼稚園における望ましい幼児の経験や活動を選択し配列して、適切な指導ができるように配慮しなければならない。」と教育課程の編成のあり方について初めて示された。

各領域に示す事項については、「幼稚園教育の目標を達成するために、原則として幼稚園修了までに幼児に指導することが望ましいねらいを示したものである」が、それは「相互に密接な連絡があり、幼児の具体的、総合的な経験や活動を通して達成されるもの」であるとしている。

また「なお、幼稚園教育の特質に基づき、各領域は小学校における各教科とその性格が異なるものであることに留意しなければならない。」と、改めて領域が小学校の教科と異なることを強調し、その上で、六領域のそれぞれにおいてねらいが示されている。

「第3章 指導及び指導計画作成上の留意事項」においては、1956年改訂版では、小学校の教育課程を考慮して計画することや、その際の幼稚園と小学校との連絡について打ち出されていたが、そのような記述はなくなっている。小学校以上の教科指導のようになってしまうことを危惧し、あえて教育内容における小学校とのつながりについては記載しなかったと思われる。

(4) 1989 (平成元) 年改訂の幼稚園教育要領における教育内容、教育課程

1964年の改訂後、1989年の改訂に至る背景について川原⁴⁾は次のように説明している。

幼稚園教育要領の内容について検討するために1984年に発足した「幼稚園教育要領に

関する調査協力者会議」では、1964年改訂教育要領の問題点として、1、幼稚園教育の基本的な概念が明確に示されておらず、教師の共通理解が得にくい、2、多様なねらいが網羅的に羅列されていて、ねらいと内容、活動などの関連がわかりにくい、等を指摘していた。また、6領域について、実践側からの訴えられる下記の問題点を指摘している。

「6領域は、実際に指導を行う場合には、具体的な『経験や活動』を通して、相互に密接な関連をもって達成される『ねらい』群であるとされていた。しかし『活動』から抽出されたねらいをもとにして領域が編成され、小学校の教科名を連想する領域名などから、現場では、領域別の指導や、知識、技能の修得に偏った指導が行われる傾向が見られた。」

1989年改訂では、初めて「幼稚園教育の基本」を示すことにより、幼稚園教育に対する共通理解が得られるようにする、また社会変化に適切に対応できるように重視すべき事項を明らかにし、それが幼稚園教育の全体を通して達成できるようにする、といった観点からの全面改訂が行われた。ここでは、「幼稚園教育は環境を通して行うものである」ことを「幼稚園教育の基本」として明示した。戦後に制定された学校教育法においては、「環境」の重要性が示されていたが、1989年改訂まで、幼稚園において教師が選んだ活動をスムーズにさせることを前提とした環境構成がなされており、幼児期の主体性の尊重という点から、改めて「環境」の重要性が強調されたのである。

また、幼児の主体性や自発性を重視する観点から、「幼児の自発的な活動としての遊びは、心身の調和の取れた発達の基礎を培う重要な学習であることを考慮して、遊びを通しての指導を中心として第2章に示すねらいが総合的に達成されるようにすること」と、「遊びを通しての指導」の重要性も明記された。

「教育課程の編成」に関しては、「幼稚園教育の全体を通して」第2章に示す「ねらい」が「総合的に達成」されるよう、具体的なねらいと内容を組織しなければならないことを示している。

教育内容に関しては、「第2章 ねらい及び内容」で、この章で示す「ねらい」は、「幼稚園修了までに育つことが期待される心情、意欲、態度など」であり「内容」は「ねらいを達成するために指導する事項」であるとねらいと内容の関係を明示した。そしてねらい、内容を「幼児の発達の側面」から「健康」「人間関係」「環境」「言葉」「表現」の五領域に整理し、「各領域に示すねらいは幼稚園における生活の全体を通じ幼児が様々な体験を積み重ねる中で相互に関連をもちながら次第に達成に向かうものであること、内容は具体的な活動を通して総合的に指導されるものであることに留意しなければならない」と、「幼

稚園生活の全体を通じねらいが達成されるよう」、総合的に指導していくことを重視している。

1989年改訂の教育要領では、小学校以上の学校とのつながりに関してはまったく示されていない。1964年改訂の教育要領の問題点を踏まえ、小学校の教科指導のような保育に陥らせないために、小学校教育とのつながりについては記述されなくなったのではないか。一方1989年改訂の小学校学習指導要領では、小学校の低学年において理科と社会科を廃止し、幼稚園との接続を考慮した「生活科」が新設された。小学校の側で幼児期の特性を踏まえた幼稚園教育内容との接続を考慮した対応がなされたのである。

(5) 1998 (平成 10) 年改訂の幼稚園教育要領における教育内容、教育課程

1998年の改訂は、「完全学校週5日制の下、ゆとりのある教育活動を展開し、幼児に豊かな人間性や自ら学び自ら考える力など生きる力の基礎を育成することを基本的なねらいとして」⁵⁾行われたものであり⁶⁾1989年改訂の幼稚園教育要領で示された環境による教育や遊びを中心とした総合的な指導などの基本的考えを引き継いでいるが、教師が計画的に環境を構成すべきことや幼児の活動の場面に応じて、様々な役割を果たすべきことを明確化すること、小学校以上の学校とのつながりについて明示するなどの観点から改訂が行われた。

「教育課程の編成」については、各幼稚園が「創意工夫を生かし」て行うこと、その際にはとくに「自我が芽生え、他者の存在を意識し、自己を抑制しようとする気持ちが生まれる幼児期の発達の特性を踏まえ」るべきことが書き加えられた。

改訂の基本方針の一つとして、「小学校との連携を強化する観点から、幼稚園における主体的な遊びを中心とした総合的な指導から小学校への一貫した流れができるよう配慮すること」が挙げられており⁷⁾、小学校とのつながりについての記載が教育要領に再び登場している。「第3章 指導計画作成上の留意事項」で挙げられている8項目の最後に「幼稚園においては、幼児教育が、小学校以降の生活や学習の基盤の育成につながることに配慮し、幼児期にふさわしい生活を通して、創造的な思考や主体的な生活態度など基礎を培うようにすること。」と新たに加えられている。ここで幼児教育と小学校以降の生活や学習とのつながりに配慮しつつも、「幼児期にふさわしい生活を通して」と、幼児期の特性を踏まえた指導をすることがあえて示されている。

この1998年の改訂後から次の2008年の改訂までには、これまでにない幼児教育重視の

制度上、政策上の動きが見られた。2003年に、中央教育審議会の初等中等教育分科会に教育課程部会と並んで新たに幼児教育部会が設置された。そこでの審議を経て、2005（平成17）年1月に幼児教育に関する初めての答申として「子どもを取り巻く環境の変化を踏まえた今後の幼児教育の在り方について」が取りまとめられた。この冒頭では、本答申が幼児教育の重要性を広く国民に訴えることを目的としていること、幼児教育を教育改革の優先課題としてとらえる必要性があることが述べられている。また、少子化や情報化等、社会状況がますます変容してゆく中で、家庭や地域の「教育力の低下」が進み、それが子どもの育ちに影響を及ぼしていることを指摘した上で、「幼稚園等施設の教育機能を強化し、拡大していくことが必要」であることも述べている。また、幼小連携や、幼稚園未就園児の幼稚園教育への接続など、「幼児の発達や学びの連続性を踏まえた幼児教育の充実を図っていく」ことを示している。

そして同2005年2月には、21世紀を生きる子どもたちの教育の充実を図るため、国の教育課程の基準全体の見直しについて検討するよう、中教審に要請し、審議が開始された。

この間2006（平成18）年には教育基本法が改正され、「第2章 教育の実施に関する基本」で新たに「幼児期の教育」について規定が加えられ、「幼児期の教育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものである」と示された。また翌2007（平成19）年には学校教育法が改正され、学校種の規定順に変更が加えられ、幼稚園が、学校教育体系のスタートの位置にあること、また「義務教育及びその後の教育の基礎を培うもの」であることが明確にされた。

（6）2008（平成20）年改訂の幼稚園教育要領における教育内容、教育課程

2008（平成20）年1月に中教審は「幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善について」答申を行った。本答申では、改正された教育基本法、学校教育法が示す規定は、学力の重要な要素は、①基礎的・基本的な知識・技術の習得、②知識・技能を活用して課題を解決するために必要な思考力・判断力・表現力等、③学習意欲、であることを明確に示しており、1998年改訂の学習指導要領が重視する「生きる力」の育成にほかならないとしている。

しかし答申では、1998年告示の学習指導要領の実施において、その理念を実現するための具体的な手立てが必ずしも十分ではなかったことについて5点の課題があるとし、「生きる力」について文部科学省と学校関係者や保護者、社会との間に十分な共通理解が

なされていなかった。「子どもの自主性を尊重する余り、教師が指導を躊躇する状況があったのではないか」「学校教育全体で思考力・判断力・表現力等を育成するための各教科と総合的な学習の時間との適切な役割分担と連携が十分に図れていないこと」等を挙げている。

そこで各学校段階にわたる学習指導要領などの改善の方向性として以下の7つを示した。⁸⁾

- ① 改正教育基本法等を踏まえた改訂
- ② 「生きる力」という理念の共有
- ③ 基礎的・基本的な知識・技能の習得
- ④ 思考力・判断力・表現力等の育成
- ⑤ 確かな学力を確立するために必要な授業時数の確保
- ⑥ 学習意欲の向上や学習習慣の確立
- ⑦ 豊かな心や健やかな体の育成のための指導の充実

この改訂においては、幼稚園教育の基本的考え方は、前の1998年改訂幼稚園教育要領から引き継がれた。その上で、従来の規定内容に加え、子どもの育ちの変化や幼稚園に求められている役割に対応し、その内容を充実発展させていこうとしている。⁹⁾

答申で示された幼稚園教育要領における改善の基本方針は、①発達や学びの連続性を踏まえた幼稚園教育の充実、②幼稚園での生活と家庭などでの生活の連続性を踏まえた幼稚園教育の充実、③子育ての支援と預かり保育の充実であった。そして、①発達や学びの連続性を踏まえた幼稚園教育の充実に向けた改善の具体的事項として、「幼稚園教育と小学校教育との円滑な接続」を挙げており、「幼稚園における教育の成果が小学校につながっていくことが大切であることから」幼稚園と小学校とで教師間の意見交換や子ども同士の交流を図ることを提起している。

教育基本法改正により、第11条に「幼児期の教育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものである」と規定されたことを受け、同様の内容について、これまでは第1章総則の「幼稚園教育の目標」で示していたが、目標は学校教育法に定めることになったので、総則「第1 幼稚園教育の基本」で示されることとなった。

また、「教育課程の編成」については、従来の記載はそのまま引き継がれ、加えて、幼児期の特性を踏まえた幼稚園教育を行うことにより、「義務教育及びその後の教育の基礎を培う」ことが明確にされた。幼稚園教育と義務教育やその後の教育とのつながりを考慮

した教育課程の編成が重要視されている。

3. 2017（平成 29）年改訂の幼稚園教育要領が示す教育内容、教育課程のあり方

2016（平成 28）年の中教審答申¹⁰⁾では、これまで幼稚園教育要領は、「環境を通して行う教育」を基本とし「遊びを中心とした生活を通して」、「総合的な指導」を行ってきたところであり、2008 年改訂幼稚園教育要領では幼稚園教育と小学校教育の円滑な接続などの充実を図り、その趣旨はおおむね理解されていると考えられるものの、社会状況の変化等による幼児の生活経験の不足等から、基本的な技能などが身についていないことや、幼稚園教育と小学校教育の接続では、子どもや教員の人的な交流は進んでいるが、教育課程における両者の接続が十分とはいえない状況にあることを課題として指摘している。また、国際的にも様々な調査研究の成果から、国際的にも幼児教育の重要性への認識が高まっており、我が国においては 2015 年度より「子ども・子育て支援制度」が実施され、質の高い幼児教育を提供することが一層求められているとする。

2017 年の改訂について、これまでと大きく異なる点として、幼稚園教育要領と同時に保育所保育指針、幼保連携型認定こども園教育・保育要領も改訂（改定）されたことである。その趣旨は、① 3 歳以上の子どもに対する幼児教育を共通化すること、② 2015 年にスタートした子ども・子育て支援新制度が目指す幼児教育の「質」の向上のために、どのような方向、方法で教育を行うかを示すこと、③ 小学校から見た幼児教育で育つ力を明確にすること、である。

改訂された幼稚園教育要領では、第 1 章総則 第 2 で「幼稚園教育において育みたい資質・能力及び『幼児期の終わりまでに育ってほしい姿』」について新たに示されている。これは、どのような方向で幼児教育を行っていけばその質を向上させていけるのかについて具体的に示されたものと言える。¹¹⁾ 幼児教育において育みたい資質・能力は、①「知識・技能の基礎」（遊びや生活の中で、豊かな体験を通じて、何を感じたり、何に気付いたり、何が分ったり、何ができるようになるか）、②「思考力・判断力・表現力等の基礎」（遊びや生活の中で、気付いたこと、できるようになったことなども使いながら、どう考えたり、試したり、工夫したり、表現したりするか）、③「学びに向かう力・人間性等」（心情、意欲、態度が育つ中で、いかによりよい生活を営むか）の三つの柱に整理されている。2016 年の中教審答申では、これらの資質・能力は、従来の 5 領域の枠組みにおいても育んでいくことが可能であると考えられることから、5 領域は引き続き維持するとしている。ま

た「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」は、「5領域の内容等を踏まえ、5歳児修了時までに育ってほしい具体的な姿を平成22年に取りまとめられた『幼児期の教育と小学校教育の円滑な接続の在り方について(報告)』を手掛かりに、資質・能力の三つの柱を踏まえつつ、明らかにしたもの¹²⁾であり、「健康な心と体」「自立心」「協同性」「道徳性・規範意識の芽生え」「社会生活との関わり」「思考力の芽生え」「自然との関わり・生命尊重」「数量・図形、文字等への関心・感覚」「言葉による伝え合い」「豊かな感性と表現」の10項目を挙げている。以上の「育みたい資質・能力」や「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」については、2016年の答申において、幼児教育の特質から、それぞれの項目を個別に取り出して身に付けさせるものではなく、「遊びを通して」、「環境を通して」、「総合的に」指導されるものであることに留意すべきことが指摘されている。

また2017年改訂教育要領では、次のような内容の「前文」が加えられている。「これからの幼稚園には、学校教育の始まりとして」教育基本法が示す教育の目的や目標の達成を目指しつつ、「一人一人の幼児が、将来、自分のよさや可能性を認識するとともに、あらゆる他者を価値ある存在として尊重し、多様な人々と協働しながら様々な社会的変化を乗り越え、豊かな人生を切り拓き、持続可能な社会の創り手となることができるようにするための基礎を培うことが求められる。このために必要な教育の在り方を具体化するの、各幼稚園において、教育の内容等を組織的かつ計画的に組み立てた教育課程である。」と、これからの幼稚園には学校教育の基礎を培うことが求められること、このために必要な教育を具体化するの各幼稚園における教育課程であるとしている。

さらに教育課程について、「教育課程を通して、これからの時代に求められる教育を実現していくためには、より良い学校教育を通してよりよい社会をつくるという理念を学校と社会が共有し、それぞれの幼稚園において、幼児期にふさわしい生活をどのように展開し、どのような資質・能力を育むようにするのかを教育課程において明確にしながら、社会との連携及び協働によりその実現を図っていくという、社会に開かれた教育課程の実現が重要となる。」と「社会に開かれた教育課程」の重要性が示されている。

さらに教育課程については、総則の第3「教育課程の役割と編成等」で、編成のあり方についてこれまでの考え方を引き継いだ上で、新たに、教育課程を中心に、預かり保育の計画や学校保健計画などと関連させた全体的な計画にも留意しながら、①「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を踏まえ教育課程を編成し、②教育課程の実施状況を評価してその改善を図り、③教育課程の実施に必要な人的又は物的な体制を確保するとともにその

改善を図ることなどを通して、教育課程に基づき組織的で計画的な教育活動の質の向上を図っていくカリキュラム・マネジメントに努めることが示された。

2016年の中教審答申では、幼児教育において育みたい資質・能力の実現に向けては、子どもの姿や地域の実情等を踏まえつつ、「どのような教育課程を編成し、実施・評価し改善していくのかというカリキュラム・マネジメントを確立することが求められる」としている。そして、幼稚園等の幼児教育を実施する施設におけるカリキュラム・マネジメントについて、「幼稚園等では、教科書のような主たる教材を用いず環境を通して行う教育を基本としていること、家庭との関係において緊密度が他校種と比べて高いこと、預かり保育や子育て支援などの教育課程以外の活動が、多くの幼稚園等で実施されていることなどから、カリキュラム・マネジメントはきわめて重要である」とする。このため、各幼稚園等においては、上記の①②③の側面からカリキュラム・マネジメントの機能を十分に発揮し、幼児の実態等を踏まえた適切な教育課程を編成し、改善・充実を図っていくことが求められるとしている。

2017年改訂の幼稚園教育要領では、各幼稚園において地域や子どもの実態を踏まえた適切な教育課程を編成し、その実施、評価、改善というPDCAのサイクルを確立し、教育の質を向上させてゆくためにカリキュラム・マネジメントに努めることを重視しているのである。

4. おわりに

幼稚園教育における教育内容は、小学校以上の学校における教育内容やその指導法とは異なる特性、独自性を有していることはすでに広く認められているところである。戦後、保育要領以降、幼稚園における教育内容の基準が示される中で、度々その特性、独自性を踏まえた幼児教育、保育のあり方の重要性が指摘され、その実践が幼児教育現場に求められる一方で、小学校以上の学校との教育内容面における接続の在り方について問われ、検討されてきた。小学校との接続が強調されることで、ともすれば小学校の教科指導に似たような領域別の活動や、また小学校の準備教育ともいわれるような実践につながってしまうこともこれまで指摘されてきた。各種法令や幼稚園教育要領等、幼児教育の内容に関わる国の基準は、社会状況の変化や現場での実施状況などを踏まえながら、必要に応じてその都度改められてきたのである。その試行錯誤の繰り返しの中で、「幼児期にふさわしい生活」「幼児期の特性」「環境を通じた指導」「遊びを通じた指導」「総合的な指導」等といっ

た幼児教育の特性、独自性がより重視されるようになり、かつ幼児期の教育の重要性への認識が高まる中、幼児期の教育と小学校以降の教育との接続の在り方もより一層重視されるようになってきている。どちらも重要である両者の要請をどのように実際の幼稚園教育として実現化していくかということにおいて、教育課程の意義や役割、扱い方等について国レベルでどう示すかと共に、各園において各教員が幼稚園教育の内容や教育課程に対する認識を深め、教育の質の改善を意識した実践を心掛けることが重要であると思われる。

幼稚園教員には、すでに具体的な教授内容とその配列がほぼ決められた状態であらわされている教科書を中心として、それを割りふるとい形で教育課程を編成してきた小学校以上と異なり、最終的に達成される子どもの発達目標を見据え、具体的活動を選定しかつそれらが子どもの発達に効果的な影響をもたらすように配列するという教育内容の構成力が必要とされるのである。幼稚園教員が行う幼児教育は、つねに目の前にいる子どもの実態に即して実践され、そのつどその実践を省察し、必要に応じてその後に計画されている活動内容に変更を加えつつ、子どもの発達目標を展望しながら続けられる営みである。小学校以上の学校における教育以上に、その教育内容、子どもにとってはその活動や経験を構成するという点においては、創意工夫が求められる作業である。幼稚園教育がこれまでに取り組んできた、子どもの主体性を尊重した計画を立て、それを実施、改善するというやり方は、今学校種関係なく教育現場全体に求められるアクティブラーニング、主体的な学びを実現させるべく教育課程のあり方として、小学校以上のそれにも示唆を与えるものであると思われる。

今後の課題として、本稿では幼稚園の教育内容、教育課程に限定して検討を行ったが、2017年改訂では、幼稚園、保育所、認定こども園が共通した幼児教育を行う機関であることが明確にされており、それぞれの特性を踏まえた幼児教育の内容、教育課程、保育課程の在り方についても検討、考察を行う必要がある。

【注】

- 1) 武藤隆著『平成 29 年告示幼稚園教育要領、保育所保育指針、幼保連携型認定こども園教育・保育要領 3 法令改訂 (定) の要点とこれからの保育』2017 年、チャイルド本社、pp.14-16。
- 2) 川原佐公「保育内容の変遷」待井和江・野澤正子・川原佐公編著『新現代幼児教育シリーズ 保育内容論』東京書籍、1995 年、p.34。

- 3) 岡田正章「保育内容・方法の充実への動き」岡田正章他編『戦後保育史 第一巻』フレーベル館、1966年、p.117。
- 4) 前掲2) p.42。
- 5) 文部省『幼稚園教育要領解説』フレーベル館、1999年、p.2。
- 6) 1996年7月の中央教育審議会答申「21世紀を展望した我が国の教育の在り方について」で今後小学校以上の学校教育において子どもに育まれるべきものとして「生きる力」が提起されたことを受けて、幼稚園教育では幼児に「生きる力の基礎」を育成するよう努めるべきことが幼稚園教育要領に書き加えられた。
- 7) 前掲6) p.4。
- 8) 文部科学省『幼稚園教育要領解説』フレーベル館、2008年、p.3
- 9) 武藤隆・柴崎正行編『《別冊発達29》新幼稚園教育要領・新保育所保育指針のすべて』ミネルヴァ書房、2009年、p.18。
- 10) 中央教育審議会「幼稚園、小学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善及び必要な方策等について（答申）」2016年12月21日。
- 11) 前掲1) p.24。
- 12) 前掲10)

A Study on Curriculum for Kindergarten Education in Japan

Nozaki, Makoto*

近年、幼児教育、保育の重要性が強調され、その改善や充実に向けた様々な方策が検討、実施されている。2006年に教育基本法が一部改正され「幼児期の教育」のあり方について明記され、それに伴う2007年の学校教育法の改正では、学校種の規定順が変更され、幼稚園が学校教育体系におけるスタートの段階に明確に位置づけられた。また、幼児期における教育・保育の「量」の拡充と「質」の向上を目指し、2015年に「子ども・子育て支援新制度」がスタートした。

このように幼児教育を重視する流れの中で、その教育内容をいかにしてゆくのか、上位の学校段階にどう接続させたらよいか、教育内容の質をいかに向上させていくか等が大きな課題になっている。

本稿では、幼稚園における教育内容とりわけ教育課程やその編成のあり方についてどのように捉えられてきたのかを幼稚園教育要領の変遷を辿りながら整理し、幼稚園教育における教育課程の今日の特徴や意義、課題について検討する。

キーワード：幼稚園の教育課程、幼稚園教育要領

